

「9月入学」に移行する際の主な課題と対応

(1) 「9月入学」に関する課題の概要

- ① 「9月入学」一般の課題としては、定着している国民の生活習慣、各種試験や行事等の時期への影響のほか、会計年度と異なる学年に基づき、教職員等の任用、就職採用、各種の手当等の支給期間の始期・終期に影響が生じること。

⇒ これらに伴う移行事務、既存手続き等の変更が、全国の自治体や学校、関係団体で、数多く必要となる。

- ② それに加えて、今回のように、臨時休業等の影響に伴って学年の終期を8月に延長する場合、

- **在校生（※）の卒業までの期間が伸びる**（＝卒業の年齢に遅れが生じる）ことが全体を通じた課題。
(※小学校～大学（学部）まで、約1,550万人)
- また、来年度9月の新入生について、
 - ・ 来年4月に入学する予定だった児童（約100万人）の就学が遅れ、**就学前の期間が長くなる**。
 - ・ また、再来年4月の入学予定者の一部（来年4～8月に満6歳となる者 約40万人）が追加で入学し、この増員は卒業まで続く。

⇒ これらに関して、スペースや保育士、教員等が必要となり、確保できない場合、必要な保育、教育が受けられない者（待機児童等）が発生する。併せて、子育てや教育に対する支援期間の延長等も必要となる。

※ 詳細につき、以下(2), (3)を参照。

※ 学年の始期・終期を秋季とすることを便宜上「9月入学」と表記するが、8月、10月など他の月を基準とすることも考えられる。

(2) 「9月入学」に移行する際の教育に関する主な課題

生じる課題

必要な対応策

① 就学時期に関する保護者等の不公平感

・来年（令和3年）4月から8月までに満6歳となった児童は、来年9月には小学校に入学することとなり、生まれ月の早い遅いで、幼稚園・保育園のクラスの約半分のみが予定より早く卒園・入学となる分断が生じる（同級生が、先輩・後輩関係になる）。保護者等に不公平感が生じるおそれ。

・1学年の対象者を4-3月生まれから9-8月生まれにする変更を、今後の入園・入所者から開始することで、現在のクラスの分断を避けられる（ただし、就学前の期間が5ヶ月延び、教育が遅れる者がさらに増える）。

・最低限、予定より早く小学校入学になる者の不利益を避ける措置（国立・私立小学校の受験等の機会の確保、定員増など）を講じるよう、事業者、所轄庁に要請することが必要。

※その他、保育所・育児に関する課題につき、後掲

② 教職員 (教職員の増員)

・移行期における児童生徒学生数（4月～8月生まれ、約40万人）の増加に対し、教職員やそれに必要な財源の確保が必要。

・その児童生徒学生の卒業時まで、国において必要な財政措置（義務教育費国庫負担金等）や、自治体における教職員の確保のための採用活動や財源確保が必要。

(教職員の定年等)

・教職員（地方公務員）や、スクールカウンセラー（会計年度任用職員）等が教育年度途中で定年退職・任期切れとなることによる学校運営の支障への懸念。【文科省等】

・公務員の定年退職日の変更（現行3月末）等を検討する必要がある、地方公務員法又は教育公務員特例法の改正や、地方公共団体における関連条例等の改正の検討が必要。

③ 学校施設

・移行期における児童生徒数の増加に対応するため、教室不足が発生するおそれ。（進級に伴って、将来的には中学校、高等学校、高等教育機関に波及）【文科省】

・校舎の新增築、プレハブ校舎の活用、余裕教室の活用など、各学校設置者が取り得る措置への国としての支援が必要。

④ 課外活動（部活動等に関する大会の開催）

・夏期休業中に実施されてきた部活動等に関する大会（インターハイや高校総合文化祭等）について、学校行事や入試等の年間スケジュールにあわせ、大会主催団体間で、予選大会段階からの日程変更の調整が必要。【文科省】

・大会主催者に情報提供を行い検討を要請するとともに、必要に応じて主催者等と実施時期の調整を行うことが必要。

⑤ 入試の実施時期の調整

・高校入試や大学入学共通テスト、各大学個別の入試等について、実施時期の移行の検討が必要。【文科省】

・実施時期の移行について、オリンピック等の他の行事の開催時期に留意しつつ、各試験の実施者に検討を要請するとともに実施者との間で実施時期を調整することが必要。また、試験実施に当たっての感染症対策の徹底や試験会場における熱中症対策への支援の検討が必要。

(2) 「9月入学」に移行する際の教育に関する主な課題

生じる課題

必要な対応策

⑥ 各種国家資格試験の実施時期の調整

- ・養成施設となっている学校の卒業時期の変更に伴い、各種国家資格試験について実施時期の移行の検討が必要。【試験を所管する各府省庁】

<影響を受けうる国家資格の例> :

医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、助産師、看護師、獣医師、海技士、公認心理師、管理栄養士、技術士、学芸員資格、法曹、公認会計士、など

⑦ 追加的な教育費用負担

- ・教育期間の延長に伴い、学生・保護者に追加的な教育費用が発生。【文科省】

⑧ 実務（学校における指導等）への影響 （長期休業中の子どもの学び等）

- ・学年途中で長期休業（夏休み）を挟まないため、長期休業中に学校の目が届きにくくなる。【文科省】

（指導計画の変更）

- ・今年度の在校生について、学年期間の延長に伴う指導計画の大幅な組み直し等が必要。【文科省】

（発達段階に伴う指導上の困難）

- ・令和3年9月に17ヶ月分の児童が小学校に入学する場合、発達段階の差（17ヶ月）が大きく、かつ、同年4月から8月までに満6歳になって小学校に入学した児童は就学前教育を受けた期間が短く、学校における指導が難しくなるおそれ。【文科省】
- ・現行の学習指導要領は、発達段階を踏まえた学習内容を盛り込んでいるが（体育等）、年齢が遅れる場合、必要に応じて児童生徒の発達段階に合わせ、指導計画の変更を検討する必要。【文科省】

- ・卒業時期やその他の教育スケジュール等も踏まえ、実施時期を調整する必要。（オリンピック等の他の行事の開催時期に留意する必要。）

- ・追加的な教育費用の負担について、国による補填を求められる可能性があり、その対応が必要。
- ・学生・保護者に追加的負担を求めない場合は、学校に対して財政的支援が必要。

- ・生徒指導上の配慮（虐待防止等も含む）が必要であるとともに、学年間の長期休業における家庭学習の支援が必要。

- ・地域ごとの学校再開状況の差を踏まえ、移行期における混乱が生じないよう配慮しつつ、指導計画を策定し直す必要。

- ・指導上の留意点の整理など、学校や教員に対する支援が必要。

- ・指導上の留意点の整理など、学校や教員に対する支援が必要。

(3) 「9月入学」に移行する際の**社会全般に関わる主な課題**

生じる課題	必要な対応策
<p>① 卒業時期の後ろ倒しに伴う労働力に関する課題 (教員以外の公務部門)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>国家公務員、地方公務員</u>ともに、<u>新卒者採用時期を変更する場合、年度当初に欠員が発生するおそれ</u>。【人事院、総務省等】 <p>(医療、介護、福祉等の専門職)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>医療従事者（医師や看護師等）</u>について、<u>卒業時期や臨床研修の開始時期の変更に伴い、新規の資格取得者の就業が後ろ倒しとなり、年度当初に欠員が生じるおそれ</u>。【厚労省】・その他、<u>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、放課後児童クラブの職員</u>についても、同様の懸念。【厚労省】 <p>(その他企業における労働力)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>企業の人事慣行次第だが、4月採用から9月採用に移行した場合、当該移行年度において退職時期と入職時期にギャップが生まれ、人手不足が生じるおそれ</u>。【厚労省】 <p>(中学生・高校生・大学生等の就職)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>中学生・高校生・大学生等の就職・採用活動に関するスケジュールを後ろ倒しするとともに、4月入社を前提としていた場合における事業者の採用計画について見直しを求める必要</u>。【文科省、厚労省、内閣官房、経産省】	<ul style="list-style-type: none">・<u>公務員の採用試験の時期や定年退職日（現行3月末）の変更を検討する必要</u>。・<u>医療機関における退職時期の変更等の検討とともに、医療関係団体とも調整を行う必要</u>。—・<u>企業における退職時期の調整が必要</u>。・<u>関係者間での就職活動時期の調整・変更とともに、中高生については、会社見学や三者面談、実習時期の変更など、各学校における学習計画の見直しを行う必要</u>。

(3) 「9月入学」に移行する際の**社会全般に関わる主な課題**

生じる課題

必要な対応策

② 保育所・育児に関する課題

(保育士やスペースの確保)

・移行期の令和3年4月～8月において1学年分(約50万人)多く園児を受け入れることになり、スペース及び保育士の確保が必要。【厚労省】

(放課後児童クラブ)

・放課後児童クラブにおいても、移行期に1学年分(約20万人)多く児童を受け入れることになり、スペース及び支援員等の確保が必要。【厚労省】

③ 扶養、子育ての支援に係る給付等

(各種手当の受給資格等)

・就学期間の変更に伴い、各種手当の支給要件等の変更が必要。

＜変更を要する給付等の例＞：

【人事院】 国家公務員の扶養手当等、

【内閣府】 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設に関する給付等、児童手当

【総務省】 地方公務員共済の公務遺族年金、地方公務員災害補償の遺族補償年金、消防団員等公務災害補償制度、地方公務員の扶養手当等

【財務省】 国家公務員共済の公務遺族年金

【厚労省】 遺族年金、障害基礎年金の加算、加給年金、児童扶養手当、児童自立生活援助事業等、生活保護(進学準備給付金) 労災の遺族(補償)年金、石綿救済法に基づく特別遺族年金、健康保険・船員保険・国民健康保険における未就学児の一部負担金、国民健康保険被保険者資格証明書の交付対象範囲

(地方自治体等におけるシステム変更)

・支給要件等の変更に当たっては、各自治体等における大規模なシステム改修が必要。【内閣府、総務省、財務省、厚労省】

・スペースや保育士等の確保のため、面積や人員の基準の緩和について検討が必要。保育士の就業も後ろ倒しとなるため、潜在保育士の活用等も検討が必要。

・スペースや保育士等が確保できない場合には、令和3年4月に入園予定だった者は待機児童となるため、対応の検討が必要。

・一方、待機児童の発生の影響を可能な限り軽減する観点からは、例えば、入園・卒園・小学校入学の時期を1か月ずつ5年にわたってずらしていくことも考えられる。

※ 待機児童が発生する場合、育児休業期間の延長を国民及び事業主をお願いする必要があるとともに、育児休業が延びた分、育児休業給付の増加が見込まれる。

・スペースや支援員等の確保のため、予算等の対応の検討が必要。

・スペースや支援員等が確保できない場合には、放課後児童クラブにおいても待機児童が発生するため、対応の検討が必要。

・関連規定の改正の検討とともに、支給期間の延長に伴う予算措置が必要。

・自治体において大規模なシステム改修を要するため、国において予算措置の検討が必要。

(3) 「9月入学」に移行する際の**社会全般に関わる主な課題**

生じる課題

必要な対応策

④ 国民意識・国民の生活慣習

(転勤時期)

・親の転勤時期が年度に連動することが多い場合、学年とズレが生じるため、卒業間際の転校となることや、それを避けるために親の転勤から遅れて転校する場合には、二重生活に伴う経済的負担が生じるおそれ。

—

(季節感、和装)

・国民の季節観・暦意識との関係で、桜の季節に合わせた和装（着物・袴）等での入学式・卒業式といった日本に根付いている独自の文化が損なわれるおそれ。

—

(文化・スポーツ行事)

・毎年定例的に実施されている国民的な文化・スポーツイベントについて、学校の各種行事が変更になる場合、会場や人材の確保等の面で日程変更についての調整が強いられるおそれ。

・大会主催者に情報提供を行いつつ、検討を要請するとともに、必要に応じ、主催者間の調整の支援が必要。

⑤ 義務教育の終了時期の変更に伴う影響

(義務教育中の受刑在院者の処遇施設)

・少年院法上、受刑在院者について、16歳に達した日から起算して14日以内に少年院の長はその者を刑事施設の長に引き渡さなければならないが、卒業時期の後ろ倒しに伴い、16歳に達した時点でも義務教育を終了していない者が生じることとなる。【法務省】

・16歳に達した時点でも義務教育を終了していない者の身柄の引渡しについて、検討が必要。

(労働者の最低年齢)

・労働基準法上、義務教育の終了まで（満15歳に達した日以後の最初の「3月31日」が終了するまで）児童を使用してはならないが、卒業時期の後ろ倒しに伴い、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した時点でも義務教育を終了していない者が生じることとなる。【厚労省】

・満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した時点でも義務教育を終了していない児童の使用について、検討が必要。

⑥ その他（学生の逸失利益等）

・現在の在校生や来年の入学生は就職が5ヶ月遅れるため、個人の逸失利益が生じるおそれ（補償も求められる可能性）。

・また、移行年の学年は小学校入学から大学卒業まで、同学年の人数が他学年より多い状況が継続するため、各段階における入試や就職に際して、競争が激化するおそれ（常に「狭き門」となる）。

・競争激化に伴う学歴の格差を生まないよう教育の受け皿を確保するとともに、就職支援の強化と企業の採用への協力が必要。

(参考) 「9月入学」に関連して改正の検討が必要な法律の例

計：33本 (※要精査)

(内訳)

- 人事院関係： 3本 (一般職給与法、国家公務員災害補償法 など)
- 内閣府関係： 2本 (子ども・子育て支援法 など)
- 総務省関係： 4本 (地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法 など)
- 法務省関係： 3本 (司法試験法、裁判所法 など)
- 財務省関係： 2本 (国家公務員共済組合法 など)
- 文科省関係： 7本 (学校教育法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 など)
- 厚労省関係： 12本 (国民年金法、生活保護法、労災保険法、労働基準法 など)

※主な関係省庁に関する法律として以上が挙げられるが、その他の省庁においても改正の検討が必要な法律が存在することが想定される。

諸外国における学年の始期・終期、義務教育期間

国名	学年の始期・終期	小学校段階開始年齢	義務教育期間
アメリカ	7～6月 ※州次第。入学は8月末～9月が多い	6歳 ※州次第。 <u>5歳に達した子供に義務が開始する州も存在</u>	6～18歳
イギリス	9～8月	5歳 ※5歳に達した後の最初の学期から義務が開始	5～16歳
フランス	9～6月	6歳 ※入学年度に3歳に達する子供が義務教育の対象であり、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	3～16歳
ドイツ	8～7月	6歳 ※州次第。9月末までに6歳に達した子供に同年8月から義務が開始する州も存在し、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～16歳
オーストラリア	1～12月	6歳 ※州次第。4月末までに6歳に達した子供に同年1月から義務が開始する州も存在し、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～16歳
ブラジル	2～12月	6歳 ※7月末までに6歳に達した子供に同年2月から義務が開始し、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～14歳
中国	9～7月	6歳 ※8月末までに6歳に達する子供に9月から義務が開始	6～15歳
韓国	3～2月	6歳 ※6歳に達する日が属す年の翌年の3月から義務が開始。5歳に達した年の次の年の3月からも入学可能であり、小学校開始時に <u>5歳児も存在</u>	6～15歳
日本	4～3月	6歳 ※3月末までに6歳に達する子供に4月から義務が開始	6～15歳

出典：外務省HP「諸外国・地域の学校情報」

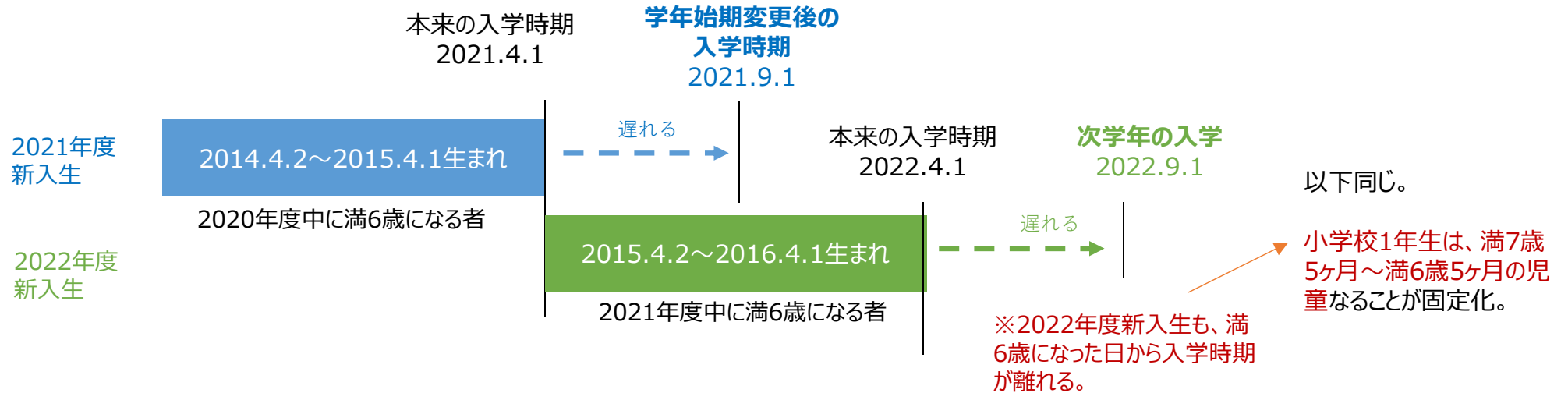
UIS.Stat <http://data.uis.unesco.org/Index.aspx> (2019)

来年度以降の新入生となる児童生徒の範囲のパターン

※学校教育法の規定：「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め」から就学する

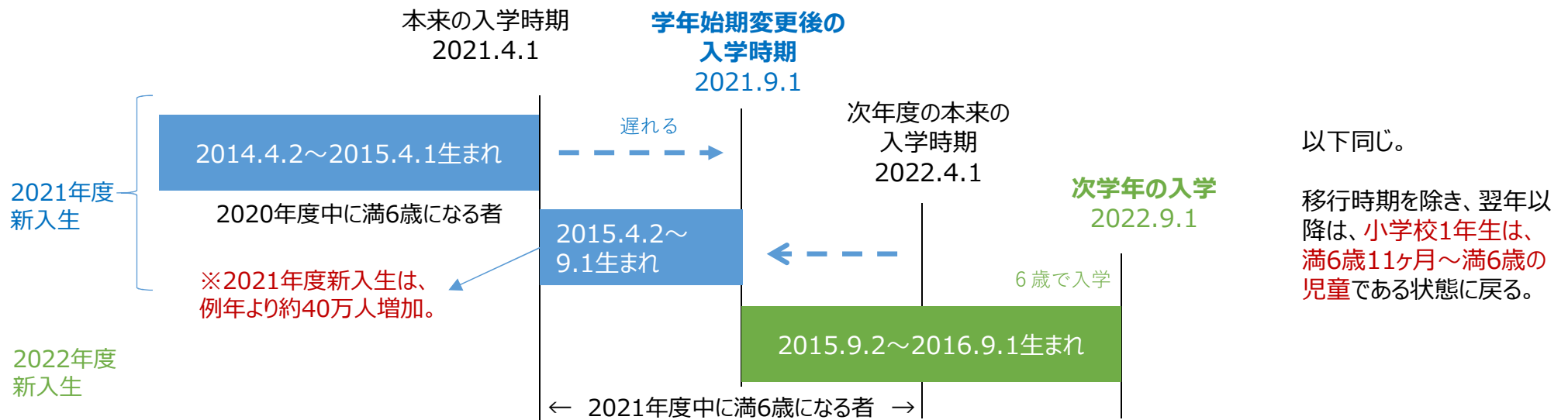
A) 単純に、各年度（4月～3月末）に生まれた者を対象とすることを変えずに、学年の始期を9月に変更。

⇒ 国民全体の教育が5ヶ月後倒しになる。（人によっては満7歳5ヶ月まで、保育所等）



B) 遅れを解消するため、学年の始期の変更に応じて、9月～8月末に生まれた者を対象とする。（1年で移行する場合）

⇒ 前年度の入学予定者に加え、9月時点で満6歳に達している者を入学させることで、教育が後倒しになる状態を解消。ただし、2021年度の新入生が増加する。



<参考> 来年度以降の新入生となる児童生徒の範囲のパターンの例

学校教育法の規定：「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め」から就学

<現行制度> 各年度（4月～3月末）に生まれた者が、次の学年の始期（4月1日）に入学

現行	対象となる児童生徒の範囲		2020年度												2021年度												2022年度												2023年度							
	基本の誕生日	出生数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
現小1	2013.4.2～2014.4.1	1,020,709	小学1年生												小学2年生												小学3年生												小学校4年生							
2021年度 新入生	2014.4.2～2015.4.1	1,009,477	2020年度中に満6歳になる												小学1年生												小学2年生												小学校3年生							
2022年度 新入生	2015.4.2～2016.4.1	1,003,312													2021年度中に満6歳になる												小学1年生												小学校2年生							

※人口動態統計より

<パターンA> 単純に、各年度（4月～3月末）に生まれた者を対象とすることを変わらずに、学年の始期を9月に変更。〔

パターンAの場合に生じる2021年度の新入生の増加を、2カ年に分散させるもの。

	対象となる児童生徒の範囲		2020年度												2021年度												2022年度												2023年度							
	基本の誕生日	出生数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
現小1	2013.4.2～2014.4.1	1,020,709	小学1年生												小学1延長				小学2年生								小学3年生																			
2021年度 新入生	2014.4.2～2015.4.1	1,009,477	2020年度中に満6歳になる												小学1年生												小学2年生																			
2022年度 就学予定	2015.4.2～2016.4.1	1,003,312													2021年度中に満6歳になる												小学1年生																			

※この対象範囲のまま学年の始期を9月とした場合には、小学校1年生は、満7歳5ヶ月～満6歳5ヶ月の児童となる。（現行より、教育の開始が5ヶ月遅れる）

<パターンB> 遅れを解消するため、学年の始期の変更に応じて、9月～8月末に生まれた者を対象とする。（1年で移行する場合）

前年度の入学予定者に加え、9月時点で満6歳に達している者を入学させることで、教育が後倒しになる状態を解消。ただし、2021年度の新入生が増加する。

	対象となる児童生徒の範囲		2020年度												2021年度												2022年度												2023年度																			
	基本の誕生日	出生数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8															
現小1	2013.4.2～2014.4.1	1,020,709	小学1年生												小学1延長				小学2年生								小学3年生																															
2021年度 新入生	2014.4.2～2015.4.1	1,009,477	2020年度中に満6歳になる												小学1年生												小学2年生												小学校2年生																			
	2015.4.2～2015.9.1	425,416													8月末までに満6歳				小学1年生								小学2年生												小学校2年生																			
2022年度 新入生	2015.9.2～2016.4.1	577,896																									2022年8月末までに満6歳になる												小学1年生												小学校2年生							
	2016.4.2～2016.9.1	411,218																																					小学1年生（12ヶ月分）																			

※移行時期を除き、翌年以降は、小学校1年生は、満6歳11ヶ月～満6歳の児童である状態に戻る。

<パターンC>遅れを解消するため、学年の始期の変更に応じて、9月～8月末に生まれた者を対象とする。（5年で移行する場合）

パターンAの場合に生じる2021年度の新入生の増加を、5カ年に分散させるもの。

	対象となる児童生徒の範囲		2020年度												2021年度												2022年度												2023年度 →							
	基本の誕生日	出生数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
現小1	2013.4.2～2014.4.1	1,020,709	小学1年生 (12ヶ月分)												小学1延長												小学2年生												小学3年生							
2021年度 新入生	2014.4.2～2015.4.1	1,009,477	2020年度中に満6歳になる												小学1年生												小学1年生 } 12+1ヶ月分 1,092,887人												小学2年生							
	2015.4.2～2015.5.1	83,410	※												小学1年生																															
2022年度 就学予定	2015.5.2～2016.4.1	919,902													2021年度中に満6歳になる												小学1年生												小学1年生 } 11+2ヶ月分 1,080,565人							
	2016.4.2～2016.6.1	160,663													※												小校1年生																			
2023年度 就学予定	2016.6.2～2017.4.1	816,579																									2022年度中に満6歳になる												小1 (左下に続く)							
	2017.4.2～2017.7.1	233,437																									※												※							

※8月末までに満6歳になる者の1ヶ月分

※8月末までに満6歳になる者の2ヶ月分

※8月末までに満6歳になる者の3ヶ月分

右上から 続く	対象となる児童生徒の範囲		2023年度												2024年度												2025年度												2026年度							
	基本の誕生日	出生数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
現小1	2013.4.2～2014.4.1	1,020,709	小学3年生												小学4年生												小学5年生												小学6年生							
2021年度 新入生	2014.4.2～2015.4.1	1,009,477	小学2年生												小学3年生												小学4年生												小学5年生							
	2015.4.2～2015.5.1	83,410																																												
2022年度 就学予定	2015.5.2～2016.4.1	919,902	小学1年生												小学2年生												小学3年生												小学4年生							
	2016.4.2～2016.6.1	160,663																																												
2023年度 就学予定	2016.9.2～2017.4.1	805,681	小学1年生 } 10+3ヶ月分 1,039,118人												小学2年生												小学3年生																			
	2017.4.2～2017.7.1	233,437	※												小校1年生																															
2024年度 新入生	2017.7.2～2018.4.1	705,976	2023年度中に満6歳になる												小学1年生 } 9+4ヶ月分 1,015,034人												小学2年生																			
	2018.4.2～2018.8.1	309,058	※												小校1年生																															
2025年度 就学予定	2018.8.2～2019.4.1	-													2024年度中に満6歳になる												小学1年生 } 8+5ヶ月分 -人																			
	2019.4.2～2019.9.1	-																									8月末までに満6歳												小校1年生							
2026年度 就学予定	2019.9.2～2020.4.1	-																																					小1 12ヶ月分 (7+5ヶ月)							
	2020.4.2～2020.9.1	-																									2025年8月末までに満6歳なる																			

※8月末までに満6歳になる者の3ヶ月分

※8月末までに満6歳になる者の4ヶ月分

※移行時期の5年を経過した後は、小学校1年生は、満6歳11ヶ月～満6歳の児童である状態に戻る。

外国人留学生受入れ

学年始期	出身国	留学生数（構成比）
1月	スリランカ マレーシア オーストラリア	7,240 (2.3%) 3,052 (1.0%) 457 (0.1%)
2月		
3月	韓国 ブラジル	18,338 (5.9%) 548 (0.2%)
4月	ネパール インド	26,308 (8.4%) 1,869 (0.6%)
5月	タイ	3,847 (1.2%)
6月	ミャンマー	5,383 (1.7%)
7月	インドネシア	6,756 (2.2%)
8月	台湾	9,584 (3.1%)
9月	中国 ベトナム アメリカ(州により7,8月) フランス ロシア イタリア イギリス	123,436 (39.9%) 73,389 (23.5%) 3,000 (1.0%) 1,635 (0.5%) 831 (0.3%) 789 (0.3%) 730 (0.2%)
10月	ドイツ	949 (0.3%)
11月		
12月		

出典：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(2019年度分)
外務省HP諸外国・地域の学校情報
UIS.Stat <http://data.uis.unesco.org/Index.aspx> (2019)

日本人留学生派遣

学年始期	派遣国	留学生数（構成比）
1月	オーストラリア	10,038 (8.7%)
2月		
3月	韓国	8,143 (7.1%)
4月		
5月	タイ	5,479 (4.8%)
6月	フィリピン	4,502 (3.9%)
7月		
8月	台湾	5,932 (5.2%)
9月	アメリカ(州により7,8月) カナダ(州により8月) 中国 イギリス	19,891 (17.3%) 10,038 (8.7%) 7,980 (6.9%) 6,538 (5.7%)
10月	ドイツ	3,387 (2.9%)
11月		
12月		

出典：日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」(2018年度分)
外務省HP諸外国・地域の学校情報
UIS.Stat <http://data.uis.unesco.org/Index.aspx> (2019)

各学校種・各学年の幼児・児童・生徒・学生数

参考資料 4

(幼稚園)

(単位：人)

	3歳	4歳	5歳	計
計	342,218	389,850	413,508	1,145,576

(小学校)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
計	1,028,675	1,043,610	1,062,235	1,064,374	1,080,561	1,089,095	6,368,550

(中学校)

	1年	2年	3年	計
計	1,078,713	1,052,919	1,087,233	3,218,137

(高等学校(全日制・定時(※本科)))

	1年	2年	3年	計
計	1,053,488	1,045,629	1,048,370	3,147,487

(義務教育学校)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
計	4,708	4,568	4,494	4,586	4,477	4,461	27,292

(中等教育学校前期課程)

	1年	2年	3年	計
計	5,689	5,356	5,456	16,501

(中等教育学校後期課程(全日制・定時制(※本科)))

	1年	2年	3年	計
計	5,153	5,189	5,310	15,652

(特別支援学校小学部)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
計	7,627	7,686	7,469	7,318	7,308	7,067	44,475

(特別支援学校中学部)

	1年	2年	3年	計
計	10,152	9,870	10,352	30,374

(特別支援学校高等部)

	1年	2年	3年	計
計	22,011	22,379	22,753	67,143

(大学(学部))

	大学(学部)
計	2,609,148

(出典：文部科学省「学校基本調査」(令和元年度))